

規制改革推進会議 投資等WG ヒアリング資料

平成29年3月30日
厚生労働省

オンライン申請の現状について

(1) 厚生労働省所管の申請・届出等手続数

- 厚生労働省所管の全手続数は1,969手続であり、そのうちオンライン申請可能な手続は、1,100手続となっている。
<平成27年度オンライン化法10条調査結果>

	全手続数	平成27年度にオンライン申請可能な手続数	オンライン化停止の手続き(*2)
申請・届出等手続(*1)	1,969	1,100	720

*1: 府省共通手続(行政文書の開示請求等)は除く

*2: 平成21年度からの停止数(当時全手続数1,985)、手続き廃止分を含む

(2) 厚生労働省の重点手続

- 「オンライン利用拡大行動計画」((平成20年)9月12日IT戦略本部決定)に基づき、国民や企業による利用頻度が高い手続や主として企業等が反復的又は継続的に利用する手続(重点手続)を中心として、オンライン利用の改善に進めるとされ、厚生労働省の重点手続は21手続となっている。(このうち事業主が行う手続は14手続)

(3) 主要な手続のワンストップ化

- e-Govの一括申請等の機能により、上記(2)の手続きなど労働基準監督署、公共職業安定所、年金事務所にまたがる手続をワンストップで申請可能としている。【平成22年度6月～】

申請・届出パック(グループ申請)一覧

事業(所)の新規適用、事業(所)の所在地又は名称等の変更、事業主の代理人の選任又は解任、被保険者の氏名変更、被保険者の資格取得・転勤、被保険者の資格喪失、事業所の廃止、退職に関する手続

オンライン申請の現状について

(4) オンライン申請のメリット

- u 行政機関に出向く移動時間やコストが削減できる(行政機関移動・滞在時間、往復交通費・郵送コスト)。
- u 24時間365日申請可能

(5) 厚生労働省関係手続の課題・特徴

【企業が行う手続きについて】

- u 手続き担当者が電子媒体届書作成プログラム(無料)をダウンロードし、企業が保有するデータを用いて電子媒体を作成し、それを事務所に郵送又は持参するケースが多い。
- u 小規模事業所の場合、担当者がハローワーク・年金事務所を直接訪れ、手続の内容や書類の記載方法などについて対面での相談をしながら直接、手続を行い、その場で返戻書類を求めるケースが多い。
- u 手数料を徴収していないため、オンライン申請した場合の手数料軽減等経済的インセンティブの設定は困難

【個人(高齢者が中心)の行う手続きについて】

- u 年金受給に関する手続(個人)は、手続利用者(年金受給権者)が高齢で、パソコンに不慣れであることや、申請が生涯に1回程度であり、申請者が事前に郵送された申請書を持参し、年金事務所等の窓口で相談しながら作成・提出するケースが多い。

(例)国民年金・厚生年金保険 老齢給付裁定請求書

オンライン申請の利用に関するアンケート(抜粋)

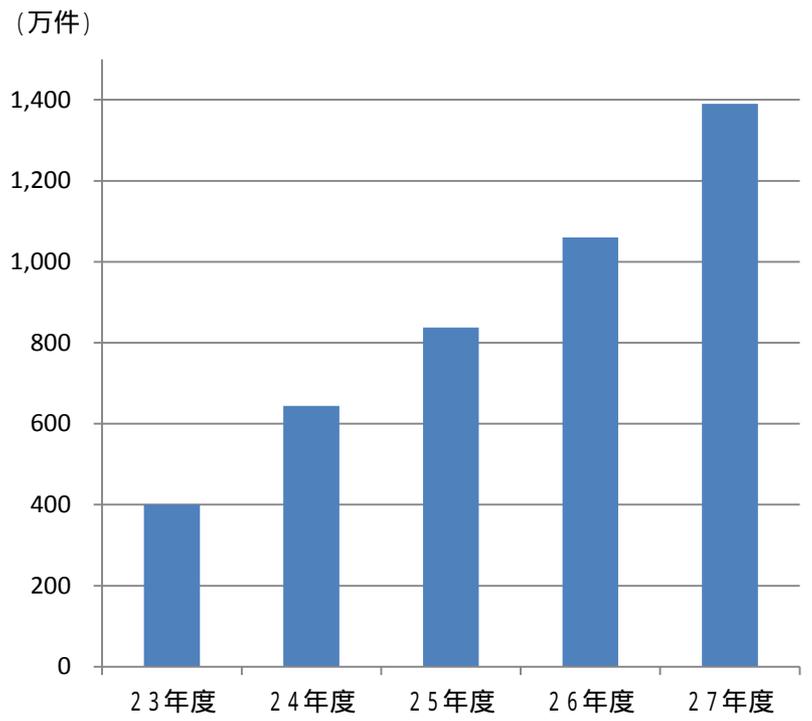
- ・窓口で相談しながら申請したい。
- ・窓口の方が、気軽にアドバイスが受けられる。
- ・顔が見えないと不安

オンライン申請の現状について

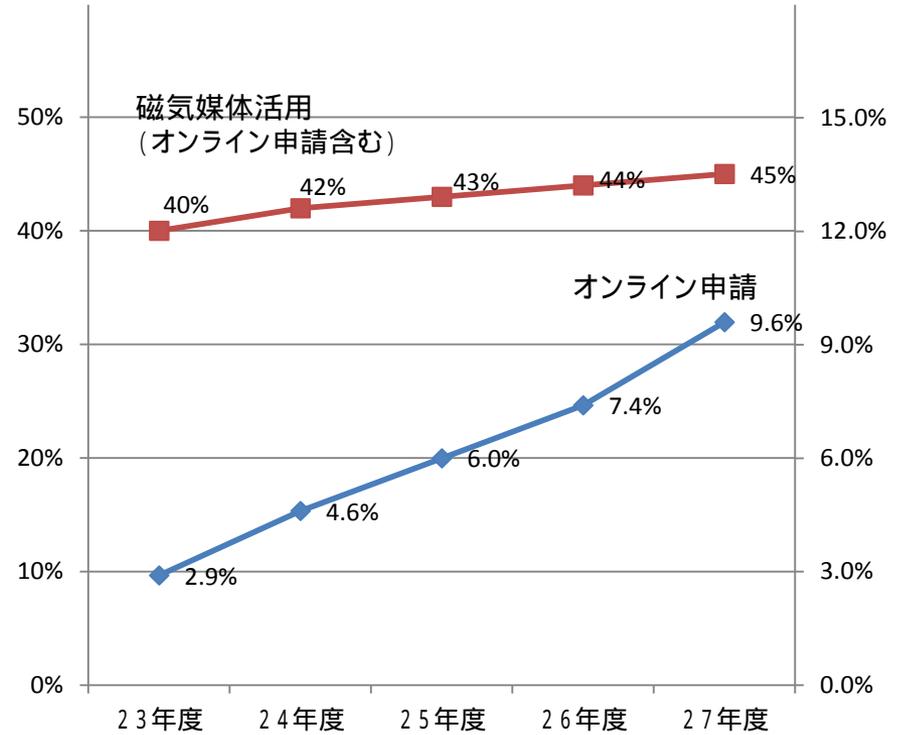
(6) 事業主の行う重点手続(14手続)のオンライン申請利用状況

重点手続のうち事業主の行うオンライン申請数については、この5年間で3倍以上の増加

【重点手続(事業主)のオンライン申請件数推移】



【重点手続(事業主)の申請利用率の推移】



これまでの利用促進の取り組み

手続等の簡素化

- 平成20年度末 ・社会保険労務士が代行申請を行う場合、提出代行 証明書を画像ファイル(JPEG)で添付することで、事業主の電子証明書を省略可能に
- 平成22年 6月 ・e-Govの一括申請等の機能により、労働基準監督署、職業安定所、年金事務所の手続をワンストップで申請可能に
- 平成23年11月
- 平成24年10月
- 平成26年 7月
- 平成26年10月 ・オンライン申請の利便性を高めるため、外部連携API仕様を公開し、民間ソフトウェアの開発を促進
- 平成26年12月 ・オンライン申請に関する記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載し、スムーズな申請が可能となるよう見直しを行い、e-Govに掲載
- 平成27年 1月 ・法人事業主がオンライン申請を行う場合、事業主個人の公的個人認証サービス等を利用可能に
- 平成27年度 ~ ・APIを利用して申請可能なソフトウェアが一部販売開始。ベンダーとの協議会を設置し、活用促進のための情報共有を図る。

添付書類の簡素化

- ・雇用保険資格取得届について、添付書類を原則廃止
- ・ファイルサイズの上限を引き上げ (300KB→5MB)
- ・ 添付ファイルの提出形式にPDFを追加
添付ファイルサイズの上限を引き上げ
(5MB→99MB)
処理時間短縮のため、オンライン申請に係る
業務プロセスの見直しを実施
- ・雇用保険被保険者転勤届や氏名変更届について、
添付書類を原則廃止

周知・広報

電子媒体による申請を含めると電子による申請は45%を超えており、先ずはその申請者がオンラインへ移行するよう、周知・広報を推進する。

- Ⓛ 年金事務所、都道府県労働局の広報コーナーにリーフレットを設置するなど、来所した申請者に対し、様々な機会を捉えて周知する。
- Ⓛ 厚生労働省ホームページやメールマガジン、関係団体の機関誌等において広報を行う。
- Ⓛ オンライン申請を利用していない企業に対し直接訪問するなど、積極的な働きかけを行い利用を勧奨する。
(訪問済 企業例)自動車メーカー 7社、生命保険会社 職員数上位10社、建設会社・電機メーカー等
- Ⓛ 企業からの手続の委託を受ける土業者の団体と定期的(毎月1回)に意見交換を実施
定期協議参加者:全国社会保険労務士会連合会、厚生労働省(労働基準局、職業安定局、年金局(日本年金機構)、政策統括官(統・情))、総務省行政管理局(e-Gov担当)
- Ⓛ 各地方においても、各都道府県社労士会との意見交換、年金事務所における事業所訪問による周知及び大都市圏のハローワークに電子申請アドバイザーを配置して説明を実施

一括申請（グループ申請）とは

共通する記載項目のある手続きを同時期に行う場合に、記載項目の重複入力を省略した上でまとめて申請を行うことができる e-Gov の機能。

社会保険関係手続きにおいては、P11に記載の9つのグループで、まとめての申請が可能となっている。

例) 新たに事業所を設置した場合

「労働保険」、「雇用保険」、「健康保険、船員保険及び厚生年金保険」の届出が必要。

→ この際に、e-Govの一括（グループ）申請機能を用いると【P7～P10参照】

「申請者・届出者に関する情報（氏名、法人・団体の名称、住所等）」、

「連絡先に関する情報（氏名・住所等）」を最初の一つの手続画面で入力し

「全ての基本情報に適用」ボタンをクリックすると残りの二つの手続に複写される。

個別に入力が必要なのは手続画面の最後の「提出先の選択」のみ

e-Gov電子申請一括（グループ）申請

例：法人設立時の「事業（所）の新規適用」に関する手続

 e-Gov 電子申請システム

[e-Govヘルプ](#) [お問合せ](#)

step.1 手続選択 step.2 基本情報 step.3 申請入力 step.4 申請意思 step.5 到達確認 **終了する**

基本情報入力

申請者・届出者および連絡先に関する情報などの基本情報を入力してください。複数の申請を一度に行う場合は、全ての手続に基本情報を入力してください。

手順を表示 操作の手順を確認する場合は、「手順を表示」ボタンをクリックしてください

申請一覧 [ガイドンス ?](#)

申請届出する手続の基本情報を入力してください。

項番	手続名
1	健康保険・厚生年金保険新規適用届、船員保険・厚生年金保険新規適用船舶所有者届／電子申請
2	雇用保険の事業所設置の届出(平成28年1月以降手続き)／電子申請
3	労働保険関係関係成立(継続)(グループ申請)／電子申請

基本情報の入力

現在選択中の手続について、基本情報を入力してください。左側申請一覧で【現在入力中の手続です】と表示されている手続が、現在選択中の手続です。

ファイルから読込 **ファイルに保存** **全ての基本情報に適用**

申請者・届出者に関する情報

氏名(法人・団体の場合は代表者氏名)
氏名の漢字・フリガナを入力する際は、姓と名の間にも全角スペースを入力してください。

漢字 **必須** <全角256文字以内>

フリガナ **必須** <全角256文字以内>

法人・団体の名称

漢字 <全角256文字以内>

e-Gov電子申請一括（グループ）申請

例：法人設立時の「事業（所）の新規適用」に関する手続

フリガナ <全角256文字以内>

部門の名称

漢字 <全角256文字以内>

フリガナ <全角256文字以内>

役職名 <全角256文字以内>

郵便番号

郵便番号や住所、事業所名で検索をして入力することができます。

郵便番号・住所検索

検索を行わず、直接入力する場合は、下記の入力欄にご記入ください。

日本国外の住所を入力する場合は、“0000000”を入力してください。なお、日本国外の住所を入力する際には、郵便番号・住所検索機能は利用できません。入力欄に直接記入してください。

郵便番号 **必須** <半角7文字以内、ハイフンは入れないでください> 例:1234567

住所

都道府県名から入力してください。

漢字 **必須** <全角256文字以内>

フリガナ **必須** <全角256文字以内>

電話番号 **必須** <半角20文字以内> 例:012-345-6789

FAX番号 <半角20文字以内> 例:012-345-6789

メールアドレス <半角英数字128文字以内> 例:aaa@aa.jp

■ 連絡先に関する情報

代理申請する場合は代理人の情報を入力してください。

e-Gov電子申請一括（グループ）申請

例：法人設立時の「事業（所）の新規適用」に関する手続

申請者・届出者に関する情報を複写する場合はチェックを入れてください。

氏名(法人・団体の場合は代表者氏名)

氏名の漢字・フリガナを入力する際には、姓と名の間には全角スペースを入力してください。

漢字 **必須** <全角256文字以内>

フリガナ **必須** <全角256文字以内>

法人・団体の名称

漢字 <全角256文字以内>

フリガナ <全角256文字以内>

部門の名称

漢字 <全角256文字以内>

フリガナ <全角256文字以内>

役職 <全角256文字以内>

郵便番号

郵便番号や住所、事業所名で検索をして入力することができます。

郵便番号・住所検索

検索を行わず、直接入力する場合は、下記の入力欄にご記入ください。

日本国外の住所を入力する場合は、“0000000”を入力してください。なお、日本国外の住所を入力する際には、郵便番号・住所検索機能は利用できません。入力欄に直接記入してください。

郵便番号 **必須** <半角7文字以内、ハイフンは入れないでください> 例：1234567

住所

都道府県名から入力してください

漢字 **必須** <全角256文字以内>

フリガナ **必須** <全角256文字以内>

e-Gov電子申請一括（グループ）申請

例：法人設立時の「事業（所）の新規適用」に関する手続

電話番号 **必須** <半角20文字以内> 例:012-345-6789
FAX番号 <半角20文字以内> 例:012-345-6789
メールアドレス **必須** <半角英数字128文字以内> 例:aaa@aa.jp

▼本グループ申請に係る情報（入力方法等については、記載要領をご覧ください。）

労働保険 保険関係成立届
雇用保険 適用事業所設置届
健康保険
船員保険 新規適用（船舶所有者）届
厚生年金保険

1. 事業所名称（船舶所有者氏名）

必須

2. 事業所所在地（船舶所有者住所）

郵便番号 **必須**

所在地 **必須**

3. 事業所の電話番号（船舶所有者の電話番号）

必須

平成 年 月 日 提出 **必須**

■ 提出先に関する情報

提出先を選択してください。

提出先の選択

提出先の選択

必須

「事業（所）の新規適用」に関する手続の一覧

健康保険・厚生年金保険新規適用届、船員保険・厚生年金保険新規適用船舶所有者届

雇用保険の事業所設置の届出（平成28年1月以降手続き）

労働保険関係成立（継続）（グループ申請）

「事業（所）の所在地又は名称等の変更」に関する手続の一覧

健康保険・厚生年金保険適用事業所所在地名称変更（訂正）届（管轄内）（管轄外）、船員保険・厚生年金保険船舶所有者氏名（名称）住所（所在地）変更届（管轄内）（管轄外）

雇用保険の事業所の各種変更届出（平成28年1月以降手続き）

労働保険名称、所在地変更（グループ申請）

「事業主の代理人の選任又は解任」に関する手続の一覧

健康保険・厚生年金保険事業所関係変更（訂正）届

雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届

労働者災害補償保険代理人選任・解任届

労働保険代理人選任・解任（グループ申請）

「被保険者の氏名変更」に関する手続の一覧

健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更（訂正）届、船員保険・厚生年金保険被保険者氏名変更訂正届

雇用保険被保険者氏名変更届（平成28年1月以降手続き）

「被保険者の資格取得・転勤」に関する手続の一覧

健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届

雇用保険被保険者資格取得届（平成28年1月以降手続き）

雇用保険被保険者転勤届（平成28年1月以降手続き）

「退職に関する手続（定年退職後はもう雇用しないという場合）」に関する手続の一覧

健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届（再掲）

雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付なし）（再掲）（平成28年1月以降手続き）

「被保険者の資格喪失」に関する手続の一覧

健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届

雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付なし）（平成28年1月以降手続き）

「事業所の廃止」に関する手続の一覧

健康保険・厚生年金保険適用事業所全喪届、船員保険・厚生年金保険不適用船舶所有者届

雇用保険の事業所廃止の届出（平成28年1月以降手続き）

「退職に関する手続（定年退職後も自社で再雇用する場合）」に関する手続の一覧

健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（再掲）

健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届（再掲）

雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の提出及び高年齢雇用継続給付受給資格確認（平成28年1月以降手続き）

雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の提出及び高年齢雇用継続給付受給資格確認・高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金）の申請（初回申請）（平成28年1月以降手続き）

電子署名の必要性について

電子署名及び認証業務に関する法律第3条において、情報を表すために作成された電磁的記録について、当該電磁的記録に記録された情報に本人による電子署名が行われているときは、真正に成立したものと推定するとされている。

〔電子署名〕



「本人による一定の条件を満たす電子署名」がされているときは、

電磁的記録の真正な成立の推定

2. (2) 電子申請のファイル形式について

電子申請の申請書のファイル形式については、複数のファイル形式を活用できるようにすることで、利用者の利便性の向上を図っている。

届書

・Web上のフォームへの入力・・・電子申請可能な届書全てに対応

・csvデータの送付・・・利用頻度が高い届書(資格取得や算定基礎届など8種類)について、利便性を考慮して対応

・APIを活用した申請・・・ソフトウェアの開発状況によるものの、e-Govを経由している主要手続は、すべてAPIからの申請が可能。

添付ファイル

・紙をpdfに変換したデータの送付・・・賃金台帳や離職票などを添付する必要がある場合にpdf等に変換したデータの添付を可能としている。

一部システムではPDF形式の他、XLS形式、doc形式、JPG形式、JTD形式でのデータ添付を可能としている

(今後の対応)

・ pdf等による添付を求めている添付書類についても、今後、API対応ソフトウェアの活用することで書類作成が可能になるため、引き続きソフトウェア開発の促進等を行っていく。

雇用保険電子申請事務センターの概要

1 設置趣旨

「世界最先端IT国家創造宣言工程表」(H27.6.30閣議決定)により、2021年度までにオンライン利用率を70%以上に向上すること等が決定されている。

このため、大企業、社労士、労働保険事務組合等に対する電子申請の利用勧奨や迅速な電子申請の処理を実施する必要があることから、電子申請の処理を集中的に実施できる電子申請事務センターの設置を都道府県労働局ごとに進めることとした。

ハローワークにおいては、窓口・郵送・電子申請の届出処理を行っているが、来所する事業主等への対応のため、電子申請の審査処理が後回しになることから、電子申請の審査処理を集中的に実施できる施設の設置が必要であった。

2 実施業務

原則、雇用保険関係手続の電子申請の処理に係る一切の業務

3 設置労働局

(26年度設置) 6労働局(北海道・埼玉・東京・京都・大阪・福岡)

(28年度設置) 9労働局(千葉・新潟・岐阜・静岡・愛知・兵庫・山口・香川・長崎)

(29年度設置予定) 11労働局(青森・福島・神奈川・富山・石川・福井・三重・広島・高知・熊本・鹿児島)

(参考) 電子申請における処理時間等

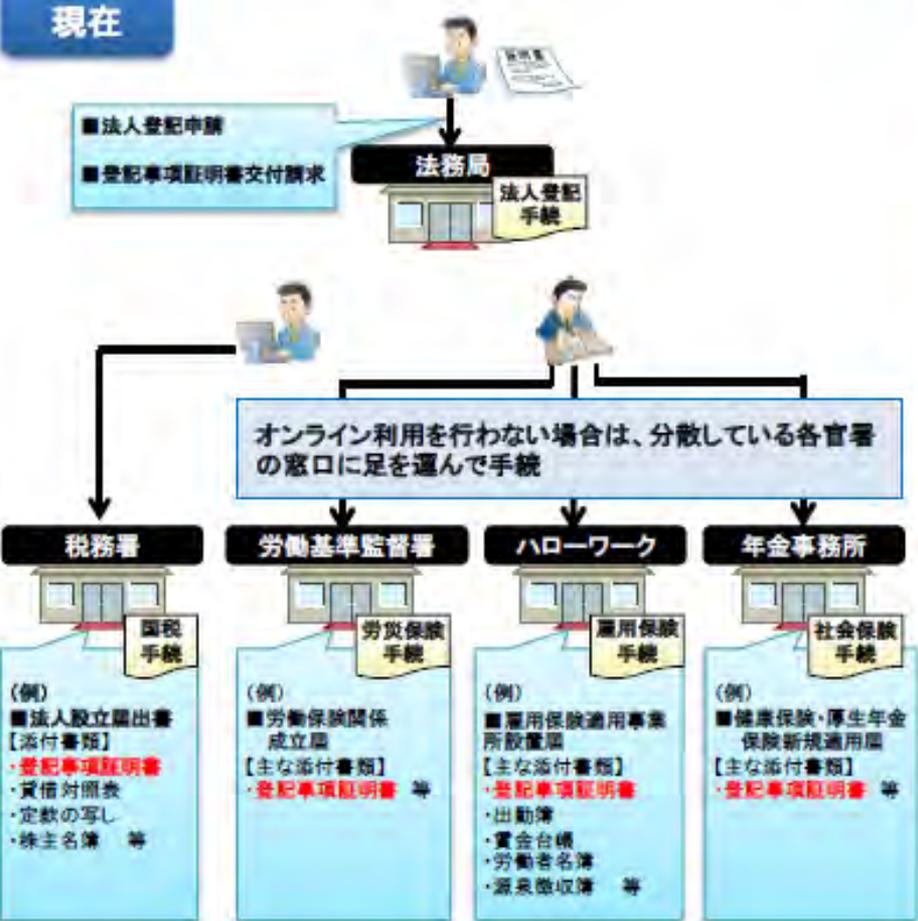
届出1件あたりの処理時間は窓口と電子申請とで差異はほとんどないが、事業主が申請してから返戻までに要する期間は、繁忙期を除いて、離職票の交付は翌日、資格取得届は翌々日となっている。

2. (4) バックヤード連携について

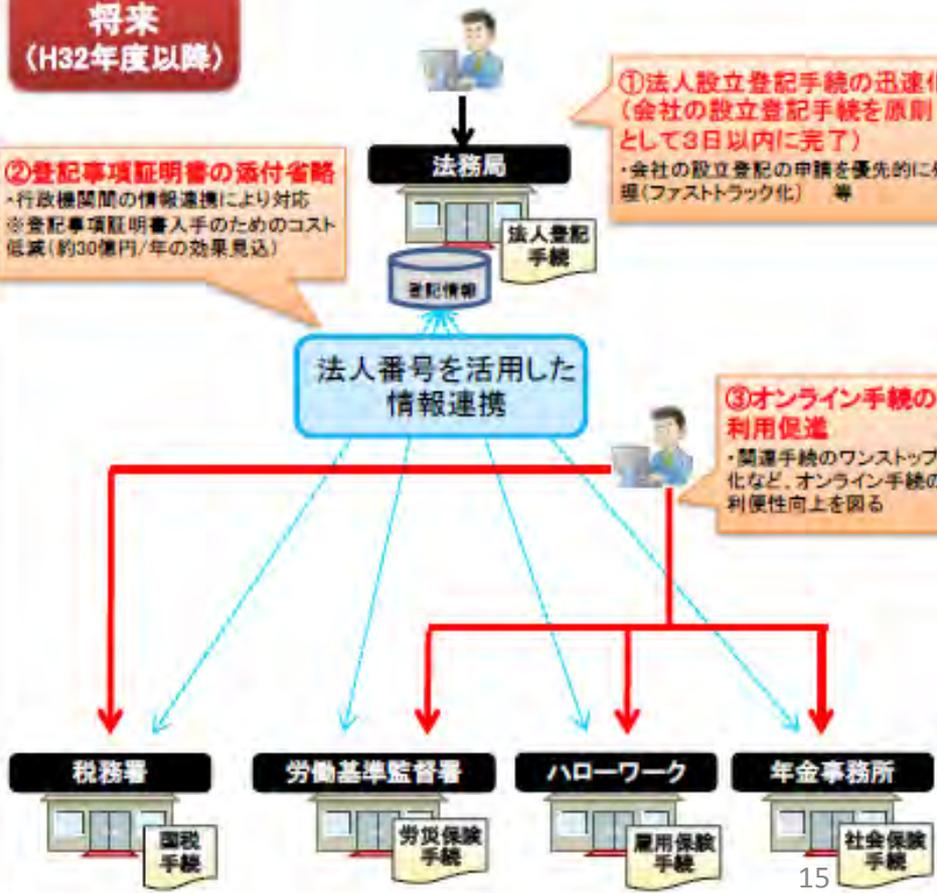
登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化

<概要>
 企業が活動しやすいビジネス環境整備を図るため、法人設立等関係手続における手続の簡素化及び迅速化に取り組む。
 (手続の際の登記事項証明書の添付省略、法人設立登記手続の迅速化及びオンライン手続の利用促進等)

現在



将来 (H32年度以降)





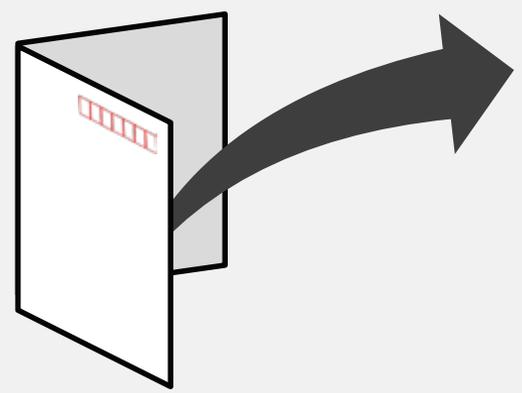
年金分野におけるマイナンバーの利用について

マイナンバーの利用

一度マイナンバーを記載した現況届を提出いただくと、
その後は、年1回の現況届や、住所変更届などの提出が不要になります。

現況届は、引き続き受給権を有することの確認のため、年金受給権者の皆さまから年1回ご提出いただいている書類です。
平成29年1月から順次、年金受給権者現況届・年金請求書に個人番号(マイナンバー)記入欄が設けられます。

[現況届・年金請求書]



個人番号記入欄										



現況届
住所変更届
死亡届

→

提出が不要

旧様式の住民票コード記入欄が、マイナンバー記入欄に変わります。
過去に住民票コードを届け出ていただいた方は、引き続き、現況届などの提出は不要です。